

静岡県告示第3号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年1月4日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林予定森林の所在場所

掛川市久居島字西ノ平730の6、735、字西ノ沢734、字沢ノ久保742の1、743、字白戸沢744、字白戸746の1、字大平尾馬根749、字樽ノ沢755、字柳久保761

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐による伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、中遠農林事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）